

令和7年度第2回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月13日(火) 午後1時30分から午後2時25分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎			
〃	2番	中村精	委員	12番	長束真帆
〃	3番	山田準二	〃	13番	藏内敏博
〃	4番	砂川重雄	〃	14番	石谷隆
〃	5番	建部憲二	〃	15番	柳田和廣
〃	7番	小林照美	〃	16番	竹森潔
〃	9番	小林光徳	〃	17番	福安修
〃	10番	下田義男	〃	19番	川上信温

4. 欠席委員 (2名)

委員 11番 河毛早苗

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員:10名)

せんだい	猪口洋司	河原町	漆原清志
〃	有田裕	用瀬町	池本和明
高草	前田洋	気高町	田中清晴
湖南	森清美	〃	山下泰之
〃	福田幸司	鹿野町	橋本和夫

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第9号 農地転用事業計画変更申請について
議案第10号 非農地証明について
議案第11号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和7年度第2回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、議席番号11番 河毛委員より欠席の報告がありましたので、委員18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号3番 山田委員、4番 砂川委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号6番から8番の3件でございます。 整理番号6番は、宮谷で売買による所有権移転です。 整理番号7番は、服部で贈与による所有権移転です。 整理番号8番は、気高町下坂本で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長	それでは、整理番号6番を審議します。担当農業委員、小林(光)委員の報告をお願いします。
小林(光)委員	4月30日に山岡推進委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は知人に管理をお願いしておられたようです。譲受人は、近くに住んでいたこともあり、友人知人が近くに住んでおり、その農地の手伝いをしていたようです。自分の食べる米は自分で作ってみたいと意欲的に思っているみたいです。農機具は、友人や親類から譲り受けるようです。当面必要なトラクターは確保されているようです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番7番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員	おじから甥への贈与で、譲受人の家族が何十年も耕作されていたようなので、所有権移転後も耕作状況は変わらないと思われます。現地は耕作されており、何ら問題は無いように思います。譲受人は、申請地以外は所有しておらず、農機具は親戚と共同利用して耕作されているとのことです。通作距離も農道だけ通作できるので支障なし。この申請は、農地利用最適化の観点からも問題なしと思われます。

議	長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中 村 委 員		前田推進委員の報告のとおりで、許可のほどよろしく願いいたします。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号8番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員		譲受人が譲渡人の実家を購入され、申請地は家の隣の土地となっています。300㎡ほどの土地なので、自家用野菜を栽培したいとのこと。家の隣ですので問題なく耕作されると思います。機械はお持ちではないが、必要になったら義兄にお世話いただけると思います。特に問題はありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員		山下(泰)推進委員の報告に補足をさせていただきます。住居から50mのところであり、耕作されておりました。苗も購入されておりました。機械は将来的に管理機を購入したいみたいです。全く問題は無いと判断しております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号8番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号3番と一時転用2番と3番の3件でございます。 整理番号3番、申請地は河原町北村、転用目的は墓地、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 一時転用の整理番号2番、申請地は足山、転用目的は工事用ヤード、農地区分は農振用地区域と判断し、許可根拠は一時転用です。 一時転用の整理番号3番、申請地は河原町小河内、転用目的は資材置場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は一時転用です。
議	長	整理番号3番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		申請地の周りは墓地です。申請地だけ古い柿の木が植えてあるといった状態です。すぐ隣に譲受人が経営する墓地があり、墓地を広げたいとのこと。場所として墓地にしかできないところであり、問題は無いと思います。

議	長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員		漆原推進委員の報告のとおりで、墓地以外には無理なところだと思いました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号一時転用の2番を審議します。担当推進委員、森委員の報告をお願いします。
森 委 員		5月1日に福田(淳)農業委員、賃借人と私で現地確認を行いました。今回、足山地区急傾斜地崩壊対策工事に伴い、賃借人が現場事務所、資材置場、駐車場として利用されるものです。申請にあたり、隣接する農地の所有者、土地改良区から同意を得て、周辺の住民の了解も得られておりますので、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		足山地区急傾斜地崩壊対策工事は続けられており、申請地も一時転用されていたこともある土地ですので、問題ないと考えております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号一時転用の2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 整理番号一時転用の3番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆 原 委 員		4月30日に田渕農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。近くで令和5年の台風の災害復旧工事をしており、そのための資材置場として使いたいとのこと。近隣の方には許可を得ておられますので、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員		漆原推進委員の報告のとおりで、県道に面しているので業者として利便性は良いと思います。漆原推進委員の果樹園が隣にあり、毎日見られるので、問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号一時転用の3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第9号「農地転用事業変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	整理番号2番の1件でございます。
局		整理番号2番、申請地は国府町大石、転用目的は資材置場と現場事務所、変更内容は、賃借人の変更と期間延長です。
議	長	整理番号2番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山	田	5月1日に吉永推進委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。現地は、大石集
委	員	落の奥で、災害復旧工事を行っておられます。雪が多く工事が終わらなかったことから、工期延長と業者変更になったものです。現地で河川工事が必要なこともわかりましたので、この申請は問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり決定とします。 以上で議案第9号「農地転用事業変更申請について」を終わります。 引き続き議案第10号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	整理番号10番から17番までの全部で8件となります。申請地、申請者、事由、現
局		況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号10番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福	田	4月30日に福田(淳)農業委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。現地は、
(幸)	転用行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと考えられます。
委	員	
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号10番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号11番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆	原	4月30日に田淵農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請人が相続した
委	員	とした土地で、長期間耕作放棄されている土地です。■■■は、集落内で荒れて草が生えてます。■■■と■■■は、上砂見と三朝町にぬける道の近くですが、行くのにも苦慮するところであり、復旧困難な土地です。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号11番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号12番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有田委員		4月30日に建部農業委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。申請者の自宅を囲むように3筆の畑があったようです。■■■は、土蔵と小屋が建っていました。■■■は、母屋と長屋の一部が建っています。■■■は、老朽化が激しい小屋と雑木林でした。昭和20年代から次々と建てられたようで、人為的潰廃と自然潰廃によって、非農地と判断して仕方ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号12番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号13番を審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		転用の事実行から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、50年以上前から神坂自治会の籾摺り、精米所として使用されており、現在は避難所及び多目的施設として利用されています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号13番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号14番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋本委員		4月30日に砂川農業委員、事務局2名、申請者の家族と私で現地確認を行いました。県道沿いで、■■■と■■■は、茅やススキなどに覆われています。■■■は、公道になっていると思われます。長期間耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難土地で、非農地にしても問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号14番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

		整理番号15番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		4月28日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。33年に家を建てられており、農地とはわかりません。④の人為的潰廢地に該当すると思われませんが、合併前のことなので、事務局で補足をお願いします。
事務局		状況から見て、転用の許可は出ていたと推測されますが、合併前の件は許可の確認ができません。土地所有者が許可書を持っていれば確認ができるのですが、持っていない場合は、非農地証明の申請をしていただき、支障がなければ証明することになります。
議長		登記がしてなかったということですね。
事務局		建物登記はしてありましたが、土地の地目変更がしていなかったということです。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号15番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号16番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田中委員		5月1日に石谷農業委員、浜辺推進委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。申請人が相続した土地だそうです。■■■は、木や笹竹が生えているところでしたが、木は伐採され、笹竹も切って寄せてあり、タブレットで確認して以前は林であったことを確認しました。切り株の根や笹竹の根がまだ生えており、農地への復元は困難と判断しました。■■■は、笹竹が林のように生えており、非農地として問題ありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号16番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号17番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田委員		現地は、市内の方が別荘を建てている周りの土地です。非農地に認定してもらい、別荘の庭等に活用したいようです。5月1日に吉永推進委員、事務局2名と私で現地確認を行い、以前から荒れている場所だということでした。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので、採決に移ります。 整理番号17番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

事務局	<p>以上で議案第10号「非農地証明について」を終了します。</p> <p>引き続き、議案第11号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が290,272㎡、畑が83,591㎡、樹園地が9,583㎡の合計383,446㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権138件、使用貸借による権利100件の合計238件となっております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>一括で質問・意見を受け付けます。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
議長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第11号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p>
議長	<p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p> <p>以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第2回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>閉会 午後2時25分</p>